標柱二十九号から九二度五分二三秒　三十号
標柱三十号から七一度三五分二八秒　三十一号
八・三二五メートルの地点
標柱三十一号から九〇度二二分一秒　三十二号
一一・五五二メートルの地点
標柱三十二号から七六度三六分二二秒　三十三号
五・二八〇メートルの地点
標柱三十三号から六三度二八分三六秒　三十四号
二五・八二四メートルの地点
標柱三十四号から一〇二度一〇分四四秒　三十五号
二二・二二六メートルの地点
標柱三十五号から一三七度一三分一四秒　三十六号
三一・一五四メートルの地点
標柱三十六号から一〇七度一一分一五秒　三十七号
四二・九五四メートルの地点
標柱三十七号から五一度二四分五八秒　三十八号
〇・九四三メートルの地点
標柱三十八号から一〇〇度五五分一三秒　三十九号
二二・六三五メートルの地点
標柱三十九号から一二五度四六分一九秒　四十号
一三・二四六メートルの地点
標柱四十号から一五七度四四分二八秒　四十一号
一一・六五〇メートルの地点
標柱四十一号から一八九度五五分五四秒　四十二号
二七・八五三メートルの地点
標柱四十二号から一五〇度五四分六秒　四十三号
一八・八四〇メートルの地点
標柱四十三号から一三九度一四分五五秒　四十四号
一一・三九六メートルの地点
標柱四十四号から一五二度四二分五二秒　四十五号
一〇・一三五メートルの地点
標柱四十五号から二一七度二二分二八秒　四十六号
〇・九五四メートルの地点
標柱四十六号から二四九度二四分二三秒　四十七号
四・八三六メートルの地点
標柱四十七号から三〇六度七分三八秒　四十八号
三・二〇九メートルの地点
標柱四十八号三三八度〇分一五秒　四十九号
五・〇三六メートルの地点
標柱四十九号から二四八度四九分三七秒　五十号
一〇・三九九メートルの地点
標柱五十号から二六一度五九分一二秒　五十一号
一・〇四〇メートルの地点

○国土交通省告示第千四百三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

太田川支川七三

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市安佐南区八木九丁目四〇六三番地内四等三角点城山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成二十七年国土交通省告示第千二百六十九号で指定した同号七及び平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号十一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三〇六度五五分五七秒　五八五五・〇一二メートルの地点　一号
標柱一号から二二三度一一分五六秒　二・八六七メートルの地点　二号
標柱二号から二五九度四一分五九秒　一五・七一三メートルの地点　三号
標柱三号から三一五度四五分五四秒　二三・三八〇メートルの地点　四号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

太田川（古川）支川八九

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市安佐南区緑井町字神宮山五三一一番地内三等三角点神宮山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線、標柱二十一号と二十一号を平成二十七年国土交通省告示第千二百六十九号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二十一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から五一度三分三〇秒　一号
標柱一号から三五一度九分一六秒　二号
四・七七八メートルの地点
標柱二号から三三三度三五分一八秒　三号
二・四三七メートルの地点
標柱三号から三二一度五六分五三秒　四号
三・四一四メートルの地点
標柱四号から二八三度四三分五〇秒　五号
二六・二六二メートルの地点
標柱五号から二三三度五三分三一秒　六号
七・三七二メートルの地点
標柱六号から二六二度二六分五七秒　七号
一七・四四六メートルの地点
標柱七号から二九六度一〇分六秒　八号
八・九七九メートルの地点
標柱八号から一六度四一分二四秒　九号
一四・二二〇メートルの地点
標柱九号から三三四度一六分五八秒　十号
四八・八八二メートルの地点
標柱十号から九度五六分一四秒　十一号
三四・一二八メートルの地点
標柱十一号から三四〇度三一分三一秒　十二号
一七・八三七メートルの地点
標柱十二号から一一三度一九分一九秒　十三号
一九・五三六メートルの地点
標柱十三号から一四七度五五分四〇秒　十四号
二二・七六二メートルの地点
標柱十四号から一七一度二八分三六秒　十五号
二七・六九八メートルの地点
標柱十五号から一三九度二五分五二秒　十六号
一五・四四九メートルの地点
標柱十六号から六〇度一四分三三秒　十七号
三一・〇六八メートルの地点
標柱十七号から一六五度一五分五〇秒　十八号
一四・九三六メートルの地点
標柱十八号から一四三度四分五五秒　十九号
一五・九四一メートルの地点
標柱十九号から一五〇度三六分四秒　二十号
一三・六九五メートルの地点
標柱二十号から一三六度五八分一秒　二十一号
二八・八三〇メートルの地点

標柱二十一号から二一五度二分二五秒　二十二号
九・九九七メートルの地点
標柱二十二号から二三三度二五分二七秒　二十三号
〇・九一一メートルの地点
標柱二十三号から二〇二度五〇分二一秒　二十四号
四・六三五メートルの地点
標柱二十四号から二九四度三八分三六秒　二十五号
二六・五五三メートルの地点
標柱二十五号から一七二度三七分五〇秒　二十六号
七・六九七メートルの地点

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

植林川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市安佐南区緑井町字神宮山五三一一番地内三等三角点神宮山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から五五度四一分四七秒
一〇三一・〇九五メートルの地点　一号
標柱一号から三三一度四七分五九秒　二号
一三・九一六メートルの地点
標柱二号から二四六度二分五七秒　三号
九・五五〇メートルの地点
標柱三号から三三二度三四分五八秒　四号
三九・八三八メートルの地点
標柱四号から二七一度一七分二二秒　五号
一九・七二三メートルの地点
標柱五号から三五七度五五分四四秒　六号
二六・八七七メートルの地点
標柱六号から一〇八度三一分二六秒　七号
一〇・四三六メートルの地点
標柱七号から三五二度三四分五八秒　八号
三九・八三八メートルの地点
標柱八号から〇度四五分三〇秒　九号
一三・三七三メートルの地点
標柱九号から三度二五分四〇秒　十号
一三・一九三メートルの地点
標柱十号から三七度一七分五〇秒　十一号
九・五八四メートルの地点
標柱十一号から一四〇度六分四八秒　十二号
三〇・三八五メートルの地点
標柱十二号から一五八度二七分一六秒　十三号
三九・〇一〇メートルの地点